和歌山市公報

令和７年（２０２５年）２月１７日
第１７９３号
発　行　所　　和歌山市役所
発　行　日　　毎月　１日　１５日

目　　次

【 規　則 】

2　和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・　（介護保険課）　3
3　和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（生涯学習課）　5

【 告　示 】

33　自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（まちなみ景観課）　6
34　自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（まちなみ景観課）　7
35　放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（まちなみ景観課）　8
36　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（障害者支援課）　9
37　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定特定相談支援事業者の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（障害者支援課）　11
38　児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の廃止・・・・・・・・・・・　（障害者支援課）　12
39　児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・・・・　（障害者支援課）　13
40　公示送達（令和６年度市民税県民税森林環境税納税通知書）・・・・・・・・・・　（市民税課）　14
41　軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用等を定める基準・・・・・・・・　（高齢者・地域福祉課）　15
42　市議会定例会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（財政課）　28
43　公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）・・・・・・・・・・・・・・・・　（納税課）　29
44　公示送達（令和６年度第５期から第７期まで介護保険料督促状）・・・・・・・　（介護保険課）　30
45　介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・・・・　（指導監査課）　31
46　介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・　（指導監査課）　32
47　介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（指導監査課）　33
48　介護保険法の規定による第１号事業に係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・　（指導監査課）　34

【 公　告 】

○　地縁による団体が所有する不動産の登記移転等・・・・・・・・・・・・・・・・　（市民自治振興課）　35
○　道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（建築指導課）　38
○　開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（都市計画課）　39
○　和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更・・・　（まちなみ景観課）　40
○　和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧　（まちなみ景観課）　41

【 選挙管理委員会告示 】

6　選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（選挙管理委員会事務局）　42

【 農業委員会公告 】

○　和歌山市農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（農業委員会事務局）　43

○ 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ （農業委員会事務局） 44

【 企業局告示 】

3 和歌山市水道局指定給水装置工事事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・ （企業総務課） 45
4 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新・・・・・・・・・・・・ （企業総務課） 46

【 消防局訓令 】

1 和歌山市火災調査規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・ （予防課） 48

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年２月６日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市規則第２号

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則

和歌山市介護保険施行規則（平成１２年規則第９５号）の一部を次のように改正する。

第３７条第１項第２号中「アからセまで」を「アからニまで」に改め、同号セを同号ニとし、同号イからスまでを同号コからナまでとし、同号ア中「和歌山市税条例（昭和２９年条例第３０号。以下「市税条例」という。）」を「市税条例」に改め、同号アを同号ケとし、同号にアからクまでとして次のように加える。

ア　条例第９条第１５号に該当する第１号被保険者の当該年の合計所得金額が、前年の合計所得金額の２分の１以下となり、翌年度において和歌山市税条例（昭和２９年条例第３０号。以下「市税条例」という。）第２６条第３項に該当すると見込まれる場合　当該年度の保険料額を条例第９条第１５号の規定により算定した額と同条第５号に掲げる者とみなして同号の規定を適用して算定した額との差額の減額

イ　条例第９条第１５号に該当する第１号被保険者の当該年の合計所得金額が、前年の合計所得金額の２分の１以下となり、翌年度において市税条例第２６条第３項に該当すると見込まれ、かつ、その者の属する世帯にその者以外に市民税を課税されている者がいない場合　当該年度の保険料額を条例第９条第１５号の規定により算定した額と同条第３号に掲げる者とみなして同号の規定を適用して算定した額との差額の減額

ウ　条例第９条第１４号に該当する第１号被保険者の当該年の合計所得金額が、前年の合計所得金額の２分の１以下となり、翌年度において市税条例第２６条第３項に該当すると見込まれる場合　当該年度の保険料額を条例第９条第１４号の規定により算定した額と同条第５号に掲げる者とみなして同号の規定を適用して算定した額との差額の減額

エ　条例第９条第１４号に該当する第１号被保険者の当該年の合計所得金額が、前年の合計所得金額の２分の１以下となり、翌年度において市税条例第２６条第３項に該当すると見込まれ、かつ、その者の属する世帯にその者以外に市民税を課税されている者がいない場合　当該年度の保険料額を条例第９条第１４号の規定により算定した額と同条第３号に掲げる者とみなして同号の規定を適用して算定した額との差額の減額

オ　条例第９条第１３号に該当する第１号被保険者の当該年の合計所得金額が、前年の合計所得金額の２分の１以下となり、翌年度において市税条例第２６条第３項に該当すると見込まれる場合　当該年度の保険料額を条例第９条第１３号の規定により算定した額と同条第５号に掲げる者とみなして同号の規定を適用して算定した額との差額の減額

カ　条例第９条第１３号に該当する第１号被保険者の当該年の合計所得金額が、前年の合計所得金額の２分の１以下となり、翌年度において市税条例第２６条第３項に該当すると見込まれ、かつ、その者の属する世帯にその者以外に市民税を課税されている者がいない場合　当該年度の保険料額を条例第９条第１３号の規定により算定した額と同条第３号に掲げる者とみなして同号の規定を適用して算定した額との差額の減額

キ　条例第９条第１２号に該当する第１号被保険者の当該年の合計所得金額が、前年の合計所得金

額の２分の１以下となり、翌年度において市税条例第２６条第３項に該当すると見込まれる場合　当該年度の保険料額を条例第９条第１２号の規定により算定した額と同条第５号に掲げる者とみなして同号の規定を適用して算定した額との差額の減額

ク　条例第９条第１２号に該当する第１号被保険者の当該年の合計所得金額が、前年の合計所得金額の２分の１以下となり、翌年度において市税条例第２６条第３項に該当すると見込まれ、かつ、その者の属する世帯にその者以外に市民税を課税されている者がいない場合　当該年度の保険料額を条例第９条第１２号の規定により算定した額と同条第３号に掲げる者とみなして同号の規定を適用して算定した額との差額の減額

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の第３７条第１項第２号の規定は、令和６年度分の保険料から適用する。

（令和７年２月６日掲示済）

和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和７年２月１２日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市規則第３号

和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和６年条例第２８号）の施行期日は、令和７年４月１３日とする。

（令和７年２月１２日掲示済）

和歌山市告示第３３号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年条例第９号）第９条第２項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第１０条第１項の規定により告示する。

令和７年２月５日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

１　放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
ＪＲ和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和７年１月１８日、同月２５日及び同月３１日
ＪＲ和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和７年１月１６日及び同月２４日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和７年１月２８日

２　移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第９条第２項に該当したため

３　保管場所

名　称　紀和駅前自転車等保管所

所在地　和歌山市宇治家裏１６７番１

電　話　４２２－４１００

４　返還を受けるために必要なもの

（１）自転車等の鍵

（２）住所及び氏名を確認できるもの

（３）費用

自　　転　　車	１台につき	２，５００円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	１台につき	４，０００円

５　返還できる日時等

（１）返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの日を除く。）

（２）返還時間

午前９時から午後６時まで

（３）その他

（１）及び（２）にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

６　問い合わせ先

和歌山市　都市建設局　都市計画部　まちなみ景観課　電話４３５－１０８２

（令和７年２月５日掲示済）

和歌山市告示第３４号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年条例第９号）第９条の２第２項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第１０条第１項の規定により告示する。

令和７年２月５日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

１　放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和７年１月１６日、同月１７日、同月２７日、同月２９日及び同月３１日

２　移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第９条の２第２項に該当したため

３　保管場所

名　称　紀和駅前自転車等保管所

所在地　和歌山市宇治家裏１６７番１

電　話　４２２－４１００

４　返還を受けるために必要なもの

（１）自転車等の鍵

（２）住所及び氏名を確認できるもの

（３）費用

自　　転　　車	１台につき	２，５００円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	１台につき	４，０００円

５　返還できる日時等

（１）返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの日を除く。）

（２）返還時間

午前９時から午後６時まで

（３）その他

（１）及び（２）にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

６　問い合わせ先

和歌山市　都市建設局　都市計画部　まちなみ景観課　電話４３５－１０８２

（令和７年２月５日掲示済）

和歌山市告示第３５号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年条例第９号）第１０条第３項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第４項の規定により告示する。

令和７年２月５日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

１　処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して９０日を経過したが、引取りがないため

２　処分年月日

令和７年２月６日

３　処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
ＪＲ和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和６年１０月２６日	令和６年１１月６日
和歌山市内一円市道上、無料駐車場及び善明寺中央公園	令和６年１０月１６日、同月１７日、同月２２日、同月２５日、同月２８日、同月２９日及び同月３１日	令和６年１１月６日

４　処分自転車等の保管場所

名　称　紀和駅前自転車等保管所

所在地　和歌山市宇治家裏１６７番１

電　話　４２２－４１００

（令和７年２月５日掲示済）

和歌山市告示第３６号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第１項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第５１条第１号の規定により次のとおり告示する。

令和７年２月６日

和歌山市長　尾　花　正　啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3020123679	JC ファミリー	和歌山市新堺丁 12 宮本ビル	共同生活援助	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者	特定非営利活動法人 JC ファミリー	和歌山市有本 721 番地 19	令和７年１月１日	令和 12 年 12 月 31 日
３０１０１２４６９５	ケアステーションひかり	和歌山市粟２３７番地	居宅介護	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	医療法人三光会	和歌山市粟２５０番地３	令和７年１月１日	令和１２年１２月３１日
３０１０１２４６７９	ケアセンター CH 和歌山	和歌山市元寺町三丁目２１	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	株式会社シーヒューマン	大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目２－２６	令和７年１月１日	令和１２年１２月３１日
3020123687	ソーシャルインクルーホーム和歌山松江東	和歌山市松江東 4 丁目 7-14	共同生活援助	身体障害者・知的障害者・精神障害者	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井 6 丁目 25 番 3 号	令和７年１月１日	令和 12 年 12 月 31 日
3010124687	短期入所和歌山松江東	和歌山市松江東 4 丁目 7-14	短期入所	身体障害者・知的障害者・精神障害者	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井 6 丁目 25 番 3 号	令和７年１月１日	令和 12 年 12 月 31 日
３０１０１２４６３８	ヘルパーステーション陽葵	和歌山市和歌浦東２丁目９－６１ネクサス和歌浦Ⅰ　３０２	同行援護	特定なし	合同会社陽葵	和歌山市和歌浦東２丁目９－６１ネクサス和歌浦Ⅰ　３０２	令和７年１月１日	令和１２年１２月３１日

３０１０１２４６６１	訪問介護にちか	和歌山市有家３７９番地6	居宅介護	身体障害者、知的障害者、精神障害者	合同会社にちか	和歌山市有家３７９番地6	令和７年1月1日	令和１２年１２月３１日

（令和7年2月6日掲示済）

和歌山市告示第３７号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第１項の指定障害福祉サービス事業者から同法第４６条第２項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第５１条第２号の規定により次のとおり告示する。

令和 7年 2月6日

和歌山市長　尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3010122731	デイサービスエレック	和歌山市堀止東1丁目1-9	特定なし	特定非営利活動法人エレック	和歌山市堀止東1丁目1-9	平成 30 年 9月1日	令和 6 年 12月31日
3010122848	華小町	和歌山市新通７－３	特定なし	有限会社市民との絆	大阪府泉佐野市日根野１６１４番地	平成３１年１月１日	令和６年１２月３１日
3010123952	ヘルパーステーションレイ	和歌山市本脇３６５番地	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病対象者	株式会社エニシタス	和歌山市本脇３６５番地	令和４年７月1日	令和７年１月２３日

（令和7年2月6日掲示済）

和歌山市告示第３８号

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の３第１項の指定障害児通所支援事業者から第２１条の５の２０第４項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第２１条の５の２５第２号の規定により次のとおり告示する。

令和７年２月６日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3050100415	親と子の広場･アン	和歌山市野崎62－1　1F　D号	児童発達支援	特定非営利活動法人　きのくに子どもNPO	和歌山市福島487番地	平成24年4月1日	令和6年12月31日
3050101264	放課後デイGranny和歌山	和歌山市有家76－1　ヴィラージュ有家A号	放課後等デイサービス	株式会社アロッツ	東京都渋谷区松濤1－28－2	令和5年6月1日	令和6年12月31日

（令和７年２月６日掲示済）

和歌山市告示第３９号

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の３第１項の指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第２１条の５の２５の規定により次のとおり告示する。

令和７年２月６日

和歌山市長　尾　花　正　啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
３０５０１０１３８９	0Z デイわかやま	和歌山市有家７６－１ヴィラージュ有家A	児童発達支援、放課後等デイサービス	サービス関西合同会社	大阪府大阪市北区梅田１丁目２－２　大阪駅前第２ビル１２－１２	令和７年１月１日	令和１２年１２月３１日

（令和７年２月６日掲示済）

和歌山市告示第４０号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和２９年条例第３０号）第１６条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和７年２月１０日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

送達書類の名称　　令和６年度　市民税県民税森林環境税納税通知書

（別紙省略）

（令和７年２月１０日掲示済）

和歌山市告示第４１号

和歌山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第５７号）第３条第１項においてその基準とすることとされる軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成２０年厚生労働省令第１０７号）第１６条の規定に基づく軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）のサービスの提供に要する費用、生活費の額を定める基準その他必要な事項を定める基準を制定したので、別添のとおり告示する。

令和７年２月１０日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市軽費老人ホーム利用料等取扱基準

（趣旨）

第１条　この基準は、和歌山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年１２月２０日条例第５７号）第３条第１項においてその基準とすることとされる軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成２０年厚生労働省令第１０７号。以下「省令」という。）第１６条の規定に基づく軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の６に規定する軽費老人ホームをいう。以下「施設」という。）のサービスの提供に要する費用、生活費の額を定める基準その他必要な事項を定めるものとする。

（サービスの提供に要する費用）

第２条　省令第１６条第１項第１号に規定する市長が定める額は、別表１の左欄に掲げる所得の階層の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額以下の額とする。

２　利用者本人から徴収することができるサービスの提供に要する費用の額は、前項の額の範囲内で当該施設が定める額とする。

（サービスの提供に要する費用基準額）

第３条　サービスの提供に要する費用基準額は、別表２に定めるサービスの提供に要する基本額（月額）に介護職員の処遇改善費を加えた額とする。

（処遇改善費）

第４条　処遇改善費は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に加算するものとする。

（１）施設で勤務する特定施設入居者生活介護を提供する介護職員を除く介護職員（以下この条において単に「介護職員」という。）に対して、賃金改善（勤務上の処遇を改善することを目的として賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）をいう。以下同じ。）を上昇させることで、令和４年２月１日以後に支給された賃金が、同日の直前に支給された賃金を上回っていることをいう。以下同じ。）が行われていること。

（２）交付される処遇改善費の全額を賃金改善に充て、賃金改善により上昇した賃金の合計額の３分の２以上の額を介護職員のベースアップ等（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げのことをいう。）に充てること。

２　処遇改善費は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない額とする。

（１）介護職員数（省令第１１条第３項に規定する常勤換算方法により算出された職員の数をいう。）の月平均に１５，０００円を乗じて得た額の合計額に、１２を乗じて得た額

（２）賃金改善を行ったことにより実際に支出した額

（生活費）

第５条　省令第１６条第１項第２号の生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）の額は、４６，９４３円（１人当たりの月額）を上限額とし、生活費の冬期加算額（１１月から３月までの月額）は、２，１６８円を上限額とする。

（居住に要する費用の徴収方式）

第６条　省令第１６条第１項第３号の居住に要する費用の徴収方式は、次の各号に掲げる方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方式とし、利用者本人の意向に十分に配慮するため、原則として分割支払方式をとるものとする。

（１）一括支払方式　施設の建設年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から国庫補助額、都道府県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算額等のうち借入金返還予定額及び都道府県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額（以下「居住費基礎額」という。）を基礎とし、一括納入する方式。ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第７条第１項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合は、施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額から国庫補助額、都道府県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算額等のうち借入金返還予定額及び都道府県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額を基礎とする。

（２）分割支払方式　居住費基礎額に一定の期間の月数（２０年を標準とする。）の利息を加えた額を定期的に納入する方式

（３）併用支払方式　居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数（２０年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

２　当初からの利用者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等にかんがみ、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないものとする。

３　利用者が一定の期間（２０年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合においては、一括支払方式で支払われた居住に要する費用又は併用支払方式による一括納入金を一定の期間（２０年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払で、退所時に利用者に返還するものとする。

４　居住に要する費用は、利用者の所得が低い場合、夫婦で利用する場合等利用者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものとする。

附　則

この基準は、令和７年２月１０日から施行する。

別表１（第２条関係）

本人からの徴収額（月額）

対象収入による階層区分		費用徴収額（月額）
１	1,500,000 円以下	10,000 円
２	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000
３	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000
４	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000
５	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000
６	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000
７	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000
８	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000
９	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000
１０	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000
１１	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000
１２	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000
１３	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000
１４	2,700,001 円～2,800,000 円	71,000
１５	2,800,001 円～2,900,000 円	78,000
１６	2,900,001 円～3,000,000 円	85,000
１７	3,000,001 円～3,100,000 円	92,000
１８	3,100,001 円以上	全額

（注１）　この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

（注２）　対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成１８年１月２４日老発第０１２４００４号）の「１「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成１８年老計発第０１２４００１号）の第２の１の（１）「「前年」の対象収入の取扱い」、（３）「収入として認定するものの取扱い」、（４）「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

（注３）　本人からの徴収額（月額）は上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額（月額）とする。

（注４）　夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の２分の１をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が１５０万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から３０％減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、１００円未満の端数は切り捨てとする。

（注５）　利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

別表２（第３条関係）

サービスの提供に要する基本額（月額）

○留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額（月額）について、以下のとおりとする。

	サービスの提供に要する基本額（月額）	備考
特定施設入居者生活介護の利用者	⑤、⑥、⑦、⑧のいずれか	⑥＋⑩、⑧＋⑩の組み合わせについては、一般入所者が３０人以下の場合を除く。
上記以外の一般入所者	上記に⑨又は⑩を加えた額	

①単独設置

介護職員を配置する場合

定員数	サービスの提供に要する基本額（月額）
人 20	円 135，000
21－30	90,400
31－40	79,400
41－50	70,700
51－60	59,800
61－70	56,500
71－80	49,700
81－90	49,100
91－100	44,400
101－110	42,700
111－120	39,200
121－130	39,800
131－140	37,100
141－150	35,700

②単独設置

介護職員１名を配置しない場合

定員数	サービスの提供に要する基本額（月額）
人	円
20	112,800
21－30	75,700
31－40	68,200
41－50	61,800
51－60	52,400
61－70	50,200
71－80	44,100
81－90	44,300
91－100	40,000
101－110	38,700
111－120	35,600
121－130	36,500
131－140	33,900
141－150	32,700

③併設設置

介護職員を配置する場合

定員数	サービスの提供に要する基本額（月額）
人	円
10－14	138,700
15－19	93,000
20－29	88,300
30	64,000
31－40	59,400
41－50	47,800
51－60	40,000
61－70	34,500
71－80	30,400
81－90	32,100
91－100	29,000
101－110	28,100
111－120	25,900
121－130	27,600

131－140	25,800
141－150	25,000

④併設設置

介護職員１名を配置しない場合

定員数	サービスの提供に要する基本額（月額）
人	円
10－14	94,200
15－19	63,200
20－29	66,300
30	49,100
31－40	48,300
41－50	38,900
51－60	32,600
61－70	28,200
71－80	24,800
81－90	27,100
91－100	24,500
101－110	24,100
111－120	22,200
121－130	24,100
131－140	22,500
141－150	22,000

⑤特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）

共通職員　生活相談員を配置する場合

定員数	サービスの提供に要する基本額（月額）
人	円
20	102,000
21－30	68,400
31－40	51,700
41－50	48,500
51－60	41,400
61－70	40,700
71－80	35,800
81－90	31,900
91－100	28,900
101－110	28,700
111－120	26,300
121－130	28,000

131－140	26,100
141－150	25,400

⑥特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）

共通職員　生活相談員１名を配置しない場合

定員数	サービスの提供に要する基本額（月額）
人	円
20	78,600
21－30	52,800
31－40	39,900
41－50	39,100
51－60	33,600
61－70	34,000
71－80	30,000
81－90	26,700
91－100	24,200
101－110	24,300
111－120	22,400
121－130	24,300
131－140	22,700
141－150	22,200

⑦特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設設置）

共通職員　生活相談員を配置する場合

定員数	サービスの提供に要する基本額（月額）
人	円
10－14	72,600
15－19	48,800
20－29	55,200
30	42,000
31－40	31,700
41－50	25,600
51－60	21,600
61－70	18,700
71－80	16,500
81－90	14,800
91－100	13,500
101－110	14,000
111－120	13,000
121－130	15,600

131－140	14,600
141－150	14,600

⑧特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設設置）

共通職員　生活相談員１名を配置しない場合

定員数	サービスの提供に要する基本額（月額）
人	円
10－14	25,900
15－19	17,700
20－29	31,900
30	26,400
31－40	20,000
41－50	16,300
51－60	13,800
61－70	12,000
71－80	10,700
81－90	9,700
91－100	8,800
101－110	14,000
111－120	13,000
121－130	12,100
131－140	11,300
141－150	11,500

⑨特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）

一般入居者に対する介護職員

定員数	サービスの提供に要する基本額（月額）
人	円
20	33,700
21－30	22,000
31－40	27,600
41－50	22,000
51－60	18,400
61－70	15,700
71－80	13,800
81－90	17,100
91－100	15,400
101－110	14,000

111－120	12,800
121－130	11,900
131－140	11,000
141－150	10,300

⑩特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）

一般入居者に対する介護職員を１名置かなかった場合

定員数	サービスの提供に要する基本額（月額）
人 20	円 11,700
21－30	7,200
31－40	16,500
41－50	13,200
51－60	11,000
61－70	9,500
71－80	8,300
81－90	12,300
91－100	11,000
101－110	10,000
111－120	9,200
121－130	8,500
131－140	7,800
141－150	7,200

（令和７年２月１０日掲示済）

和歌山市告示第４２号

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和７年２月１２日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

１　期日　令和７年２月１９日

２　場所　和歌山市議会議場

（令和７年２月１２日掲示済）

和歌山市告示第４３号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和２９年条例第３０号）第１６条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和７年２月１２日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

（登載省略）

（令和７年２月１２日掲示済）

和歌山市告示第４４号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和７年２月１３日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

年度	期別	種別	備考
令和６年度	第５期 第６期 第７期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和７年２月２８日に変更する。

（別紙省略）

（令和７年２月１３日掲示済）

和歌山市告示第４５号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条第２項、第８２条第２項及び第１１５条の５第２項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第７８条、第８５条及び第１１５条の１０の規定により次のとおり告示する。

令和７年２月１７日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
３０７０１０５９２３	社会福祉法人紀三福祉会	第二紀三井寺苑デイサービスセンター 和歌山市紀三井寺７５４	通所介護	令和７年１月２３日
３０７０１０８０１８	一般社団法人和歌山県接骨師会	和柔整・早川整骨院 和歌山市田尻１２５－１８	居宅介護支援	令和７年１月３１日
３０７０１１４９４１	トータルアソシエイツ株式会社	ふくろう訪問介護 和歌山市中之島７８４－１	訪問介護	令和７年１月３１日
３０７０１１４４７９	トータルアソシエイツ株式会社	ふくろうデイサービス 和歌山市中之島７８４－１	通所介護	令和７年１月３１日
３０７０１１１４１８	株式会社ｂｏｎｄ	訪問介護事業所ぴぃーぷる 和歌山市島崎町３丁目２６番地　スリールドゥソレイユ５０５	訪問介護	令和７年１月３１日
３０７０１１４９０９	株式会社Ｇｒｅｅｎ	ケアサポートくろす 和歌山市園部１１０－６	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	令和７年１月３１日
３０７０１１４９０９	株式会社Ｇｒｅｅｎ	ケアサポートくろす 和歌山市園部１１０－６	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和７年１月３１日
３０７０１１４２４８	株式会社エニシタス	ヘルパーステーションレイ 和歌山市本脇３６５番地	訪問介護	令和７年１月２３日

（令和７年２月１７日掲示済）

和歌山市告示第４６号

介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６２の３第２項第４号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第１号事業に関する規則（平成２８年規則第９４号）第１６条の規定により次のとおり告示する。

令和７年２月１７日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
３０７０１０５９２３	社会福祉法人紀三福祉会	第二紀三井寺苑デイサービスセンター 和歌山市紀三井寺７５４	予防給付型通所サービス	令和７年１月２３日
３０７１７０１１６７	株式会社ＡＳＸＥＥＤ	ヘルパーステーションＮＩＣＯ 和歌山県紀の川市下井阪６０５	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和７年１月３１日
３０７０１１４９４１	トータルアソシエイツ株式会社	ふくろう訪問介護 和歌山市中之島７８４－１	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和７年１月３１日
３０７０１１４４７９	トータルアソシエイツ株式会社	ふくろうデイサービス 和歌山市中之島７８４－１	予防給付型通所サービス	令和７年１月３１日
３０７０１１１４１８	株式会社ｂｏｎｄ	訪問介護事業所ぴぃーぷる 和歌山市島崎町３丁目２６番地　スリールドゥソレイユ５０５	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和７年１月３１日
３０７０１１４２４８	株式会社エニシタス	ヘルパーステーションレイ 和歌山市本脇３６５番地	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和７年１月２３日

（令和７年２月１７日掲示済）

和歌山市告示第４７号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文及び第５３条第１項本文による指定をしたので、同法第７８条及び第１１５条の１０の規定により次のとおり告示する。

令和７年２月１７日

和歌山市長　尾　花　正　啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
３０７０１１５０７０	株式会社ＡＳＸＥＥＤ	ヘルパーステーションＮＩＣＯ 和歌山市有家３７７－７	訪問介護	令和７年２月１日
３０６０１９１６２８	ＣＬＥＡＲＨＯＵＳＥ株式会社	訪問看護ステーション　アスクラリス 和歌山市新中島１１８番地　新中島エクセランス２１３号	介護予防訪問看護	令和７年２月１日
３０７０１１５０８８	株式会社ＹＭＴｐｌａｎｎｉｎｇ	ＹＭＴヘルパーステーション 和歌山市西小二里３－６－４６ ＡＹビル２０５号室	訪問介護	令和７年２月１日
３０７０１１５０９６	株式会社向陽	ふくろうデイサービス 和歌山市中之島７８４－１	通所介護	令和７年２月１日

（令和７年２月１７日掲示済）

和歌山市告示第４８号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５の３第１項の第１号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第１号事業に関する規則（平成２８年規則第９４号）第１６条の規定により次のとおり告示する。

令和７年２月１７日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
３０７０１１５０７０	株式会社ＡＳＸＥＥＤ	ヘルパーステーションＮＩＣＯ 和歌山市有家３７７－７	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和７年２月１日
３０７０１１５０９６	株式会社向陽	ふくろうデイサービス 和歌山市中之島７８４－１	予防給付型通所サービス	令和７年２月１日

（令和７年２月１７日掲示済）

公　告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の３８第１項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告申請が提出されたので、同条第２項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年２月５日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

１　申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

（１）名称　木ノ本西総有資産管理組合

（２）区域　別紙のとおり

（３）主たる事務所　和歌山市木ノ本１０５２番地

２　申請不動産に関する事項

（１）土地　別紙のとおり

（２）表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所　別紙のとおり

３　異議を述べることができる者の範囲

（１）　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

（２）　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

（３）　申請不動産の所有権を有することを疎明する者

４　異議を述べることができる期間及び方法

（１）　期間　公告期間内

（２）　方法　和歌山市長に対し、地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第２２条の３第３項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

５　公告期間

令和７年２月５日から令和７年５月７日まで

○申請を行った認可地縁団体の区域

和歌山県和歌山市木ノ本１２番地の１、同所１４番地、同所２２番地、同所２２２番地、同所２４６番地の４、同所９７１番地、同所９７３番地、同所９７５番地、同所９８３番地、同所９８７番地の２、同所９８９番地の１、同所９９２番地、同所９９４番地、同所１０００番地、同所１００３番地、同所１００６番地、同所１０１０番地、同所１０１２番地、同所１０１４番地、同所１０１５番地、同所１０１７番地、同所１０１９番地、同所１０２２番地、同所１０２４番地、同所１０２５番地、同所１０３０番地、同所１０３２番地の１、同所１０３５番地の１、同所１０４０番地、同所１０４２番地、同所１０４９番地、同所１０５１番地、同所１０５５番地、同所１０５６番地、同所１０５８番地、同所１０６０番地、同所１０６１番地、同所１０６７番地、同所１０６９番地、同所１０７０番地、同所１０７１番地、同所１０７５番地、同所１０７６番地、同所１０７８番地の３、同所１０８２番地の１、同所１０８９番地、同所１０９４番地、同所１０９５番地、同所１１０２番地、同所１１０５番地の１、同所１１０６番地の２、同所１１０７番地、同書１１０９番地、同所１１１０番地、同所１１１６番地、同所１１１９番地、同所１１３２番地の１、同所１１４１番地、同所１１４３番地、同所１１４７番地、同所１１４９番地、同所１１５４番地、同所１１５５番地、同所１１５９番地、同所１１６１番地

○ 申請不動産に関する事項

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地
山　林	８６９㎡	和歌山市木ノ本字北山１８１６番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

住所及び番地：登記事項証明に記載無し

氏名又は名称：（登載省略）

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地
山　林	９９㎡	和歌山市木ノ本字北山１８２６番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

住所及び番地：登記事項証明に記載無し

氏名又は名称：（登載省略）

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地
山　林	８，７３０㎡	和歌山市木ノ本字権現山１８３６番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

住所及び番地：登記事項証明に記載無し

氏名又は名称：（登載省略）

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地
山　林	１１５㎡	和歌山市木ノ本字権現山１８３８番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

住所及び番地：登記事項証明に記載無し

氏名又は名称：（登載省略）

（令和７年２月５日掲示済）

公　告

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和７年２月６日

和歌山市長　尾　花　正　啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和７年２月４日 和建指第２７６８号	和歌山市木ノ本字宇津輪 ３６１番１の一部	和歌山市狐島５０８番地 三幸建設株式会社 代表取締役　島本　義久	６．００ｍ　×　９７．４６ｍ ９７．４６ｍ

（令和７年２月６日掲示済）

公　告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定に基づき公告する。

令和７年２月１０日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市中島字町田５５６番１、５５６番３、５５６番４、５５７番１、５５７番３	（登載省略）
和歌山市吉礼字中彦地１１５１番１、１１５３番１、１１５５番、１１５６番３	和歌山市北ノ新地下六軒丁８番地 有限会社エヌジーエス 取締役　坂中繁之
和歌山市吹上三丁目１番３７、３番１の一部、３番２４、３番２５（第２工区）	大阪府岸和田市土生町一丁目４番２３号 フジ住宅株式会社 代表取締役　宮脇宣綱

（令和７年２月１０日掲示済）

公　告

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第５５条第１３項において準用する同条第９項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年２月１２日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

１　土地区画整理事業の名称
　和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業
２　施行者の名称
　和歌山市
３　施行地区
　和歌山市黒田の一部
　和歌山市納定の一部
　和歌山市吉田の一部
　和歌山市太田の一部
４　事業施行期間
　昭和５０年１月１７日から令和９年３月３１日まで
５　事務所の所在地
　和歌山市七番丁２３番地　和歌山市役所
６　事業計画決定の年月日
　昭和５０年１月９日
７　変更の年月日
　令和７年２月５日

（令和７年２月１２日掲示済）

公　告

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の変更事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第５５条第１３項において準用する同条第１０項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和３０年政令第４７号）第１条の２の規定より、次のとおり公告する。

令和７年２月１２日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

１　縦覧場所

和歌山市七番丁２３番地　和歌山市役所都市建設局都市計画部まちなみ景観課内

２　縦覧時間

和歌山市の休日を定める条例（平成元年１２月２１日条例第６２号）第１条第１項に規定する市の休日以外の日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

（令和７年２月１２日掲示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第６号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和７年２月５日

和歌山市選挙管理委員会
委員長　宮　原　秀　明

１　日時　令和７年２月１４日（金）午前１０時００分

２　場所　和歌山市西汀丁３６番地
　　和歌山商工会議所１階選挙管理委員会室

３　案件

（１）　選挙人名簿から抹消するについて

（２）　在外選挙人名簿に登録するについて

（３）　在外選挙人名簿から抹消するについて

（令和７年２月５日掲示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和７年２月５日

和歌山市農業委員会
会長　　谷　河　　績

１　開催日時

令和７年２月１０日　１３時００分

２　開催場所

和歌山市農業委員会事務局　会議室

３　審議案件

（１）　農用地区域除外に係る意見について

（２）　和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について

（３）　農地法第２条の農地でない旨の証明願について

（４）　農地法第３条の規定による許可申請について

（５）　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について

（６）　農用地利用集積計画について

（７）　非農地通知について

（令和７年２月５日掲示済）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「旧法」という。）第１８条第１項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第１９条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和７年２月１０日

和歌山市農業委員会
会長　　谷　河　績
（令和７年２月１０日掲示済）

和歌山市企業局告示第３号

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１６条の２第１項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成１０年水道局規程第２号）第２７条第１号の規定により告示する。

令和７年２月１０日

和歌山市公営企業管理者　　瀬　崎　典　男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府和泉市池上町４丁目１８番１７号 株式会社田中設備 代表取締役　田中　薫	株式会社田中設備	大阪府和泉市池上町４丁目１８番１７号	令和７年１月２８日	第６５５号

（令和７年２月１０日掲示済）

和歌山市企業局告示第４号

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第２５条の３の２の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成１０年水道局規程第２号）第２７条第２号の規定により告示する。

令和７年２月１０日

和歌山市公営企業管理者　瀬　崎　典　男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市西３０３番地 西村設備 代表者　西村　喜行	西村設備	和歌山市西３０３番地	平成１０年４月１６日	第７４号
和歌山市鳴神９７３番地の３ 株式会社北内組 代表取締役　北内　丈也	株式会社北内組	和歌山市鳴神９７３番地の３	平成１０年４月２日	第１５９号
和歌山市北出島１２１番地の２７ 株式会社大野設備 代表取締役　大野　由美	株式会社大野設備	和歌山市北出島１２１番地の２７	平成１０年４月２日	第１０６号
和歌山市下町４７番地 第一電機設備工業株式会社 代表取締役　野井　和重	第一電機設備工業株式会社	和歌山市下町４７番地	平成１０年５月１日	第１３３号
和歌山市福島５７１番地の８ 保田設備工業株式会社 代表取締役　保田　敏宏	保田設備工業株式会社	和歌山市福島５７１番地の８	平成１０年５月２９日	第１１１号
和歌山市和歌川町５番１２号 株式会社熊田工業 代表取締役　熊田　善文	株式会社熊田工業	和歌山市和歌川町５番１２号	平成１０年４月１７日	第１２５号
和歌山市中島４７６番地 株式会社青木実業 代表取締役　青木　茂人	株式会社青木実業	和歌山市中島４７６番地	平成１０年５月２５日	第１７８号
和歌山市秋月８番地の２ 山下アロー設備株式会社 代表取締役　山下　大樹	山下アロー設備株式会社	和歌山市秋月８番地の２	平成１０年４月１５日	第１２７号
和歌山市小倉５８５番地 根田建設株式会社 代表取締役　根田　佳幸	根田建設株式会社	和歌山市小倉５８５番地	平成１０年５月１日	第１７９号
和歌山市島崎町４丁目２６番地 Ｉ．Ｋ．Ｄイケダ設備サービス 代表者　池田　直弘	Ｉ．Ｋ．Ｄイケダ設備サービス	和歌山市島崎町４丁目２６番地	平成１０年４月６日	第１６２号

和歌山市園部１４３４番地１ 中森水道設備 代表者　中森　伸一	中森水道設備	和歌山市園部８４４番地４	平成１０年４月８日	第１８３号
和歌山市朝日９４５番地１２ 前田設備 代表者　前田　譲紀	前田設備	和歌山市朝日９４５番地１２	平成１０年４月８日	第１３６号
和歌山市木ノ本３４２番地６４ ウジタ設備工業株式会社 代表取締役　宇治田芳弘	ウジタ設備工業株式会社	和歌山市木ノ本３４２番地６４	平成１０年５月８日	第１４９号
和歌山市杭ノ瀬２９５番地 山口工業 代表者　山口　和之	山口工業	和歌山市杭ノ瀬２９５番地	平成１０年４月１０日	第１６６号
和歌山市西浜８０３番地の１７ 紀陽ダイキン空調株式会社 代表取締役　東山　雅昭	紀陽ダイキン空調株式会社	和歌山市西浜８０３番地の１７	平成１０年４月８日	第１２４号
和歌山市中島４０７番地の８ 東和冷機株式会社 代表取締役　中谷　美喜子	東和冷機株式会社	和歌山市中島４０７番地の８	平成１０年４月２日	第１１６号
和歌山市冬野１３３７番地 株式会社奥藤建設 代表取締役　奥藤　菊江	株式会社奥藤建設	和歌山市冬野１３３７番地	平成１０年４月２０日	第１６９号
和歌山市黒田２０番地の２ 和宏産業商会 代表者　田中　光一郎	和宏産業商会	和歌山市黒田２０番地の２	平成１０年５月２７日	第１６１号

（令和７年２月１０日掲示済）

消防局訓令第１号

和歌山市火災調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年２月１７日

和歌山市消防局長　　谷　口　佳　生

和歌山市火災調査規程の一部を改正する規程

和歌山市火災調査規程（平成８年消防局訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第５０条の２中「署長」を「調査員」に改める。

第５６条の見出しを「（鑑定及び実験）」に改め、同条に次の１項を加える。

２　調査員は、原因調査のため必要があるときは検証実験を行い、実験調査書（別記様式第２０号）を作成しなければならない。

第５９条中「別記様式第２０号」を「別記様式第２１号」に、「別記様式第２１号」を「別記様式第２２号」に改める。

第６０条第４項中第１０号を第１１号とし、第６号から第９号までを１号ずつ繰り下げ、第５号の次に次の１号を加える。

（６）実験調査書

第６４条中「火災証明交付願（別記様式第２２号）」を「火災証明交付申請書（別記様式第２３号）」に、「別記様式第２３号」を「別記様式第２４号」に、「ものからの火災証明交付願について」を「者から提出されたとき」に改める。

別記様式第１号、別記様式第８号及び別記様式第１４号中「ごろ」を「頃」に改める。

別記様式第２３号を別記様式第２４号とし、別記様式第２２号の次に次の１様式を加える。

別記様式第２３号（第６４条関係）

年　月　日

（宛先）和歌山市消防長

火　災　証　明　交　付　申　請　書

※消防覚知日時	※　年　月　日　時　分	
り　災　場　所	和歌山市	
り災者住所		
り災者氏名		
電　話　番　号		
必　要　部　数	通	
提　出　先		
申　請　者	住　所	
	電　話　番　号	
	り災者との関係	
	氏　名	

※欄は記入しないでください。

代　理　権　委　任　通　知　書

年　月　日

（宛先）和歌山市消防長

住　所

氏　名

生年月日　年　月　日

下記の者に代理として火災証明の請求を委任します。

代　理　人	住　所			
	氏　名		生年月日	年　月　日

別記様式第２２号を削り、別記様式第２１号を別記様式第２２号とし、別記様式第２０号を別記様式第２１号とし、別記様式第１９号の次に次の１様式を加える。

別記様式第２０号（第５６条関係）

和　歌　山　市　消　防　局

実　験　調　査　書	
出火日時	年　月　日　時　分頃
出火場所	
上記の火災について、次のとおり実験した。 作成年月日　年　月　日 所　属 階級・氏名	
実験日時	
実験場所	

附　則

１　この規程は、令和７年３月１日から施行する。

２　この規程による改正後の第５６条第２項の規定は、この規程の施行の日以後に覚知した火災について適用する。

（令和７年２月１７日掲示済）